

昭和二十二年法律第八十三号

議院事務局法

第一条 衆議院及び参議院に各事務局を附置し、左の職員を置く。

一 事務総長

二 参事

三 常任委員会専門員及び常任委員会調査員

四 前各号に掲げる職員以外の職員

第二条 事務総長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第三条 各事務局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

第四条 各事務局に事務次長一人を置き、事務総長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第五条 各部に部長を置き、事務総長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第六条 各課に課長を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第七条 参事は、上司の指揮監督を受け事務又は技術を掌る。

第八条 議長の秘書事務を掌る参事は、議長の申出により、副議長の秘書事務を掌る参事は、副議長の申出により、事務総長がこれを任免する。

第九条 各事務局に衛視長数人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十条 各事務局に衛視副長数人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十一条 各事務局に衛視監督を受け警務に従事し、衛視を指揮監督する。

第十二条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十三条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十四条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十五条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十六条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十七条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十八条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十九条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十一条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十二条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十三条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十四条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十五条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十六条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十七条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十八条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第二十九条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十一条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十二条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十三条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十四条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十五条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十六条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十七条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十八条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第三十九条 各事務局に衛視若千人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第二項中「職員」とあるのは「職員(衆議院調査局の職員を含む。)」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務(衆議院調査局に係る事務を除く。)」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に関する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

附則 この法律は、国会法施行の日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に衆議院事務局又は貴族院事務局に在職する官吏は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける俸給額に相当する給料を以て、それぞれ衆議院事務局又は参議院事務局の国会職員に任用せられたものとみなす。

前項の規定を適用するに当り、勅任事務官及び書記官は、参事に、事務官、理事官、速記士並びに奏任の属及び技手は、副参事に、守衛長は、衛視長たる副参事に、属、技手、速記技手及び判任官の待遇を受ける雇員は、主事に、守衛副長は、衛視副長たる主事に、守衛は、衛視たる主事に任用せられたものとする。

附則 (昭和二十二年七月五日法律第九〇号) この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に各議院事務局の副参事、常任委員会専門調査員又は常任委員会書記の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける給料を以て、それぞれ各議院事務局の参事、常任委員会専門員、又は常任委員会調査主事に任用されたものとする。

附則 (昭和二十七年七月三〇日法律第二四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条中国会職員法第二十六条の改正規定は、昭和二十七年一月一日から適用する。

附則 (昭和二十八年八月二二日法律第一九八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三四四年三月二一日法律第七〇号) 抄

1 この法律は、昭和三四四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に各議院事務局の参事、主事、常任委員会調査員若しくは常任委員会調査主事、各議院法制局の参事若しくは主事、国立国会図書館の参事若しくは主事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事若しくは主事、別々各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事、国立国会図書館の参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事に任用されたものとする。

附則 (平成九年二月一九日法律第二二六号) 抄

第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(施行期日)